

全国大会等出場報奨金交付要綱

平成11年1月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市のスポーツの推進を図るため、防府市民がアマチュアスポーツの全国大会以上の大会（以下「大会等」という。）に予選会を経て出場する場合及び過去の成績により推薦出場する場合に交付する報奨金（以下「報奨金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 報奨金の交付対象となる大会等は次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会に加盟している団体が主催する全国的な規模で開催される大会
- (2) 全国大会等の結果により選考されて出場する国際大会
- (3) その他市長が認める大会

(交付対象等)

第3条 市長は、大会等に出場する個人又はその団体（以下「大会出場者」という。）に対して報奨金を交付する。

報奨金の交付対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 大会等に参加登録がある監督及び選手 ただし、監督は1名までとする。
- (2) 大会等の開催当日に本市の住民基本台帳に登録されているもの、市内の学校、事業所に在籍するもの又は国民スポーツ大会に本市出身のふるさと選手として出場するもの

2 報奨金の額は、別表に掲げる額とする。

(交付申請)

第4条 報奨金の交付を申請しようとするものは、大会等の開催日までに全国大会等出場報奨金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 大会出場者名簿
- (3) 予選結果

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、報奨金を交付することが適当であると認めるときは、報奨金の交付を決定し、全国大会等出場報奨金交付決定通知書（第2号様式）により報奨金を交付する。

(申請書の内容変更等)

第6条 報奨金の交付を受けた大会出場者は、申請書の内容に変更が生じたとき又は大会が中止になったとき若しくは大会に出場しなくなったときは、速やかにその理由を記載した書面を市長に提出し、承認又は指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 大会等が中止になったとき又は大会等に出場しなかったとき

(2) 虚偽の申請、届出若しくは報告をしたとき

(報奨金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により報奨金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に報奨金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(大会結果報告書)

第9条 報奨金の交付を受けた大会出場者は、大会等の終了後、速やかに全国大会等出場結果報告書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(1) この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

(2) 全国大会等出場補助金交付要綱(平成5年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式

全国大会等出場報奨金交付申請書

年(年) 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者名
又は氏名
電話番号 - -

次のとおり、報奨金の交付を受けたいので、全国大会等出場報奨金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 大会名

2. 種 目

3. 開催地

4. 開催日 年 月 日 ~ 年 月 日

5. 申請額 円

(内訳) @ 3,000 × 人 = 円 (限度額 30,000 円ただし、国スポは除く)
@ 5,000 × 人 = 円 (限度額 50,000 円)
@ 10,000 × 人 = 円

※対象者は大会等の開催当日に本市の住民基本台帳に登録されているもの、市内の学校、事業所に在籍するもの又は国民スポーツ大会に本市出身のふるさと選手として出場するもの

(添付書類)

- 1 大会要項
- 2 大会出場者名簿
- 3 予選結果

第 2 号様式

全国大会等出場報奨金交付決定通知書

第 号

団体名
代表者名
又は氏名 様

防府市長

年 月 日付けで申請のありました全国大会等出場報奨金については、全国大会等出場報奨金要綱第 5 条の規定により次のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 円

第 3 号様式

全国大会等出場結果報告書

年(年) 月 日

(宛先) 防府市長

報告者 住 所
団 体 名
代 表 者 名
又 は 氏 名
電 話 番 号 - -

全国大会等出場報奨金交付要綱第 9 条の規定に基づき、その結果を報告します。

記

1. 大 会 名

2. 種 目

3. 開 催 地

4. 開 催 日 年 月 日 ～ 年 月 日

(添付書類)

1 対戦成績表等競技結果がわかる書類

別 表

大会種別		個人報奨金	団体報奨金	備 考
国際大会	オリンピック、アジア大会、世界選手権大会等	10,000円	人数に10,000円を乗じた額	11名以上が出場する場合の報奨金の額はその都度市長が定める
全国大会	高校生以上が出場する大会	3,000円	人数に3,000円を乗じた額 ただし、30,000円を限度額とする。	国民スポーツ大会の団体報奨金は限度額を適用しない。
	中学生以下が出場する大会	5,000円	人数に5,000円を乗じた額 ただし、50,000円を限度額とする。	
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 競技会等参加補助金交付要綱、防府市全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給要綱及び防府市全国障害者スポーツ大会等出場奨励金支給要綱の対象者は除く。 2. 大会等の開催当日に本市の住民基本台帳に登録されているもの、市内の学校、事業所に在籍するもの又は国民スポーツ大会に本市出身のふるさと選手として出場するもの 3. 対象者は大会に参加登録がある監督及び選手とする。ただし、監督は1名までとする。 				

内部規定

平成 27 年 6 月 1 日現在

- 1 全国大会等出場報奨金交付要綱第2条第3項に規定する「その他市長が認める大会」についての取扱いを次のとおりとする。
 - (1) 全国組織の競技団体が主催する全国的な規模で開催される大会で、国または地方公共団体が主催、共催、後援する大会。
ただし、出場資格範囲が一部の特定団体（地域・職域）である大会を除く。